

横浜市旭区地区センター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和5年8月

1 経緯

横浜市上白根コミュニティハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、第1位候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市上白根コミュニティハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

2 横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会委員

（氏名五十音順：委員長除く）

	氏名	所属等	備考
委員長	長畑 周史	横浜市立大学准教授	学識経験者
委員	葛西 芳恵	葛西芳恵税理士事務所 税理士	財務の専門家
委員	渋谷 八郎	旭北地区連合自治会会長	地域代表
委員	田口 武	旭北地区社会福祉協議会会長	地域代表
委員	野口 雪江	旭北連合自治会子ども連絡協議会会長	地域代表

3 指定候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	令和5年6月2日（金）
公募要項に関する質問受付（0件）	令和5年7月6日（木）～ 7月14日（金）
公募要項に関する質問に対する回答	令和5年7月21日（金）～
提案書類の受付（1団体）	令和5年7月26日（水）～ 7月28日（金）
●第2回横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会 （公開ヒアリング）	令和5年8月23日（水）

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行い、第1位候補者を選定しました。

評価点については、各委員160点満点とし、現指定管理者の運営実績評価及び、市内中小企業等からの応募については加減点10点満点の項目を設けました。最低基準点は加減点項目を除く160点満点の6割の96点とし、96点に満たない委員がひとりでもいる場合は不採択としました。

団体名	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団		選定委員氏名：			
評価基準項目			評価対象	評価	係数	評点 (評価×係数)
1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。	様式2(2)ア	1・2・3・4・5	1	
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。	様式2(2)イ	1・2・3・4・5	1	
2 公平性(10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。	様式2(2)ウ	1・2・3・4・5	2	
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。	様式2(3)ア	1・2・3・4・5	1	
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。	様式2(3)イ	1・2・3・4・5	1	
	3-3	・横浜市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。	様式2(3)ウ	1・2・3・4・5	1	
	3-4	・設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	様式2(3)ウ	1・2・3・4・5	1	
	3-5	・安全かつ安定した施設及び設備の維持管理計画、長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。 ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	様式2(6)	1・2・3・4・5	1	
4 運営の実施効果 (15点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウス基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。	様式2(4)ア	1・2・3・4・5	2	
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。	様式2(4)イ	1・2・3・4・5	1	
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(20点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。	様式2(4)エ	1・2・3・4・5	2	
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。	様式2(4)オ	1・2・3・4・5	2	
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。	様式2(5) 様式3,4	1・2・3・4・5	1	
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。	様式2(5) 様式3,4	1・2・3・4・5	1	
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。	様式2(5) 様式3,4	1・2・3・4・5	1	
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。	様式2(5) 様式3,4	1・2・3・4・5	1	
7 効率性(25点)	7-1	・施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。	様式2(6)	1・2・3・4・5	1	
	7-2	・収支計画は適切か。 ・各種感染症を含む不可抗力の影響等で利用料金収入が減った場合の具体的な対応方法が提案されているか。	様式2(7)ア、イ、ウ 様式5	1・2・3・4・5	2	
	7-3	・利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。	様式2(7)イ、ウ 様式5	1・2・3・4・5	2	
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。	事業計画書全て	1・2・3・4・5	1	
	8-2	・横浜市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。	様式2(4)キ	1・2・3・4・5	1	
9 団体の資質・財政状況 (15点)	9-1	・団体の社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。 ・団体の財政状況(事業収益性、経営安定性、借入余裕度等)が健全であるか。 ・労働保険、健康保険、厚生年金保険に加入し納付が確実にされているか。また、これらの保険に加入していない場合は、加入していない正当な理由があるか。	様式2(1) 様式10 事業計画書を含む全ての応募書類等	1・2・3・4・5	3	
10 各種感染症等に係る対応 (10点)	10-1	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、各種感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)	様式2(8)	1・2・3・4・5	1	
	10-2	・各種感染症の発生時や蔓延時等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。(自主事業計画含む。)	様式2(5)(8) 様式3,4	1・2・3・4・5	1	
小 計 (A)						
※評価基準項目1～10の合計点(160点満点)、最低基準点96点(160点の6割)						
【加減点項目】						
11 団体の実績 (5点～5点)	11-1	(現指定管理者が応募した場合のみ) ・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。 ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。 ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。(利用者に安心を与える対応となっていたか。) ・各種感染症拡大防止に係る段階的な利用制限緩和の際に、市ガイドラインで示した利用制限を踏まえたうえで、利用者のニーズを適切に反映した対応を実施していたか。	・区から管理運営の実績に関する資料等を提出 ・区から選定報告書の写し等を提供	5・4・3・2・1・ -1・-2・-3・ -4・-5	1	
12 市内中小企業等であるか(5点)	12-1	・応募団体は、市内中小企業等(次の①～③)であるか。※該当しないときは空欄 ①市内中小企業 ②中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ③地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※②の場合は、代表団体が市内中小企業等であること	・記載事項証明書 ・団体定款等	5	1	
小 計 (B)						
※加減評価基準項目11～12の合計点(10点)						
合 計 (A+B)			- 2 -			

5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

【公募要項：5 公募及び選定に関する事項(5)応募条件等について(イ)欠格事項】

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
 ※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募団体

1 団体から応募がありました。団体の名称等は以下のとおりです。

団体名
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を第1位候補者と決定しました。

【第1位候補者】 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

※委員別採点内訳

項目 \ 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	小 計
1	10	10	10	10	6	46
2	10	10	10	10	8	48
3	20	22	21	25	20	108
4	14	15	14	15	9	67
5	20	20	14	20	12	86
6	18	20	20	20	12	90
7	18	20	19	25	11	93
8	8	10	10	10	6	44
9	12	12	9	15	12	60
10	10	10	10	10	6	46
11・12	5	5	4	5	3	22
合計	145	154	141	165	105	710

※採点項目について

項目	項 目	満点／1人
1	基本条件の理解度	10
2	公平性	10
3	安定性・安全性	25
4	運営の実施効果	15
5	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20
6	効果的な自主事業展開	20
7	効率性	25
8	積極性・意欲	10
9	団体の資質・財政状況	15
10	各種感染症等に係る対応	10
11・12	(加減点項目) 団体の実績・市内中小企業等であるか	(10)
合 計		160 (除 加減点項目)

8 審査講評

- ・地域とともにやっという意識を感じた。
- ・地域の要望に柔軟に対応する姿勢がいい。子育て支援も協力体制ができており、今後も継続的な利用が見込まれる。利用者以外はあまり施設の事を知らないので、事業や子育て支援など施設で行っていることをもっと発信するべき。
- ・広報活動が弱いと感じる。広報予算をしっかりと組むこと。今あるホームページやタウン誌なども活用して積極的に行ってほしい。
- ・予算の積算について精度を高めて、地域のニーズにあった執行を行ってほしい。
- ・事業については実施後の振り返りを通してスクラップアンドビルドを行い、より良い事業・適正な予算立てを目指してほしい。